

全軟野連発第 368 号  
令和 5 年 12 月 21 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎



2024 年度導入学童部における指導者資格義務付け対応の特例措置について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、ご承知の通り、2024 年シーズンより学童部指導者に対し、公認指導者資格の保有義務付けを導入します。対象資格は下記の通り変更はありませんが、一部、特例措置を行いますので、ご確認いただきますようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■特例措置

- ▶ JSBB 公認学童コーチおよび BFJ 公認野球指導者基礎 I (U12)  
2024 年 3 月 31 日までに公認学童コーチ養成講習会の全カリキュラムの受講を完了し、4 月 1 日付の登録認定待ち（登録必須）の指導者は有資格者と同等として扱う
- ▶ JSPO 公認コーチ 1、3 およびスタートコーチ（スポーツ少年団）  
2023 年度に養成講習会の全カリキュラムの受講を完了し、2024 年 10 月 1 日付の登録認定待ち（登録必須）の指導者は有資格者と同等として扱う。

■指導者資格の義務化（公認指導者運営要領より抜粋）

連盟に登録するチームの学童部の監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることとなる者のうち最低 1 名が保有していること。

■義務付け対象資格

- ① JSBB 公認学童コーチ
- ② JSPO 公認コーチ 1（軟式野球）
- ③ JSPO 公認コーチ 3（軟式野球）
- ④ JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）
- ⑤ JSPO 公認コーチングアシスタント  
\*旧スポーツ少年団認定員から移行登録完了した者
- ⑥ BFJ 公認野球指導者基礎 I (U12)

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831

全軟野連発第 371-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る特別措置の終了について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、当初 2022 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクに SG マーク合格品の着用を義務付けることとしておりましたが、コロナ禍の影響による原材料不足等の理由により製品の流通が十分でないとのことで、2023 年シーズンまで義務付けの緩和を行ってまいりました。各メーカーに改めて確認を行ったところ、現在はほぼ通常通り流通されており、販売に支障がないとの確認が取れたため、2025 年から義務付けを行うことといたします。なお、ユーザーの買い替え等を考慮し、2024 年までは猶予期間といたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■義務付け緩和措置の終了について

2024 年の猶予期間をもって特例措置を終了し、2025 年から義務付けを行う。

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831

全軟野連発第 372-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎



ユニフォーム左袖への都道府県名以外の表示について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知致します。

ご確認いただき、各支部内でのチームならびに審判員等の関係者への周知徹底をお願い致します。なお、チームへの説明、対応については各支部にてお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■取り扱い改訂の理由について

以下について、「競技運営ならびに競技者等の安全面に支障がない」と判断し、改定することとする。

第 12 条 5 (2)

改定前	改定後
(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、他のものをつけてはならない。なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。	(2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、 <u>都道府県に関連するものをつけることができる</u> 。なお、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差し支えない。

以上

全軟野連発第 27 号  
令和 6 年 1 月 16 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎



少年部(学童・少年)における指名打者制度の導入について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和 6 年度の少年部各種大会より指名打者制度の導入を行います。なお、導入については、一人でも多くの選手に出場機会を与えるためのルールであるため、「大谷ルール」は採用いたしません。

指名打者ルールの詳細については、後日発刊される 2024 年度版競技者必携内の「指名打者の取り扱い」の項をご覧ください。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■少年部の指名打者制度について

2024 年の少年部(学童・少年)の各種大会より指名打者制度(DH 制)を導入する。

ただし、「大谷ルール」は採用しない。

以上

事務担当者：清野 祐 TEL：03-3404-8831